

受動喫煙防止対策 法律・条例比較表

1 趣旨

	法律・条例名	趣旨
国	健康増進法	①望まない受動喫煙をなくす ②受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮 ③施設の類型・場所ごとに対策を実施 (既存飲食店のうち小規模経営のものに配慮)
静岡県	受動喫煙防止条例	健康寿命の延伸を目的として受動喫煙防止を強化 ①受動喫煙による健康被害を受けやすい子どもを守るため、学校等においては敷地内完全禁煙(努力義務) ②飲食店における禁煙・分煙・喫煙可の表示を徹底し、喫煙者非喫煙者ともに安心して飲食できる環境を整備 ※指導・勧告に従わない悪質な場合は、店名公表 ※2020年4月の改正法完全施行の前に、表示義務を前倒し実施

2 施設類型ごとの取扱い

施設類型	国	静岡県	
<第1種施設>			
幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校等	屋内	禁煙	←
	屋外	禁煙	←
	例外	喫煙場所設置可	喫煙場所設置不可(努力義務)
大学、病院、行政機関等	屋内	禁煙	←
	屋外	禁煙	←
	例外	喫煙場所設置可	←
<第2種施設>			
飲食店	屋内	禁煙	禁煙(要表示)
	例外	喫煙専用室設置可(要表示)	←
	小規模店(※) 既存	禁煙・分煙・喫煙 選択可(分煙・喫煙は要表示)	禁煙・分煙・喫煙 選択可(いずれの場合も要表示)
	小規模店(※) 今後新設	禁煙(喫煙専用室設置可)(要表示) 2020.4~	禁煙(要表示)(喫煙専用室設置可)(要表示)
ホテル・旅館	客室	喫煙可	←
	客室以外	禁煙	←
	例外	喫煙専用室設置可	←
上記以外の多数の者が利用する施設	屋内	禁煙	←
	例外	喫煙専用室設置可	←
	屋外	喫煙可	←

※個人又は資本金5,000万円以下、かつ客席面積100㎡以下の飲食店

3 罰則規定

義務違反	最大50万円以下の過料	悪質な場合、店名公表
------	-------------	------------